

看護補助者処遇改善事業費補助金について

1 目的

看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 補助対象事業者

以下のすべてを満たす医療機関

- ① 病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、交付要綱別表2に掲げる診療報酬のいずれかを算定していること。
- ② 同年2月分から実際に賃上げを行っていること。
※ 就業規則等の変更時間に時間を要する場合は、同年4月までに一時金等により2月分及び3月分の賃金改善分を支給することも可能
- ③ 同年2月中に県へ賃金改善を実施する旨の用紙を提出していること。

3 補助金の対象期間

令和6年2月1日～令和6年5月31日の賃金引き上げ分

※ 補助金の交付申請は令和6年6月以降となるが、令和6年2月1日に遡って適用

（令和6年2月1日から令和6年5月31日までの間に看護補助者の賃金改善に要した経費が対象）

4 対象職種

看護補助者

原則として、対象医療機関において、対象診療報酬を算定する病棟（有床診療所は病床）に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務（以下「看護補助業務」という。）に専ら従事する看護補助者（非常勤職員を含む。）とする。

また、介護福祉士又は保育士等の資格保有者が看護補助者として看護補助業務に専ら従事している場合も、本事業の対象とするが、看護職員や事務職員等の他の職種として雇用された者が、一時的に看護補助業務を行っている場合は、本事業の対象としない。

5 補助金額

次により算出された額の範囲内とする。

以下の(1)又は(2)の額のうち、いずれか低い方の額を選定額とする。（1,000円未満の端数切り捨て）

- (1) 交付要綱別表2に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に、次のアとイを比較していずれか低い方の人数×4×6,990円（6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）として算定した額を合計した額。

ア 賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数の平均値

イ 賃金改善実施期間において、別表2に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数

- (2) 賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

上記により選定された額と当事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

6 補助率 10分の10